

〔 税制調査会 第 1 3 回 専門家委員会 〕  
平成 2 4 年 5 月 2 8 日 ( 月 )

# 資 料

( 諸外国の制度について )

財 務 省

## 諸外国の「給付付き税額控除」について

諸外国においては、税制を活用した給付措置（いわゆる「給付付き税額控除制度」）がすでに実施されているところであり、その目的や仕組みは以下のとおり。

### 目的

- 子育て支援（アメリカ・イギリス・ドイツ・カナダ）
- 就労促進（アメリカ・イギリス・フランス・カナダ・オランダ・スウェーデン）
- 付加価値税の負担軽減（カナダ）

### 仕組み

- 給付額について、まずは税額から控除し、税額から控除しきれない額を実際に給付するという仕組み（アメリカ・フランス・カナダ（就労促進））
- 低所得者に対しては給付を行い、中高所得者に対しては税負担軽減を行うという、給付又は税負担軽減のいずれか一方が適用される仕組み（ドイツ）
- 基本的には全額給付であるが、所得が一定額を超えると減額されることになる仕組み（イギリス・カナダ（子育て支援・付加価値税の負担軽減））
- 税額及び社会保険料から控除し、原則、残額について給付を行わない仕組み（オランダ・スウェーデン）

# 「給付付き税額控除」の国際比較

(2012 年 1 月現在)

|           |           | アメリカ                                                         |                                                                        | イギリス                                                                                                                      |                              | ドイツ                                                                                             | フランス                                                                                |
|-----------|-----------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 制度名       |           | 勤労所得税額控除                                                     | 児童税額控除                                                                 | 就労税額控除                                                                                                                    | 児童税額控除                       | 児童手当                                                                                            | 雇用のための手当                                                                            |
| 導入の目的     |           | ○ 低所得者に対する社会保障税の負担軽減<br>○ 就労・勤労意欲の向上                         | ○ 子供を養育する家庭（特に中所得世帯）の負担軽減                                              | ○ 低所得者に対する支援<br>○ 就労・勤労意欲の向上                                                                                              | ○ 子供の貧困対策として、子供を養育する低所得世帯の支援 | ○ 最低限必要な生計費の保障                                                                                  | ○ 雇用の創出・継続の支援                                                                       |
| 対象者（適用要件） |           | ○ 低所得勤労者（投資所得等が3,200ドル（25.0万円）を超える者は対象外）                     | ○ 17歳未満の子供を養育する中所得者（所得が一定額以下の者については対象外）                                | ○ 16歳以上で、週16時間以上就労し、子供を養育する者<br>○ 25歳以上で、週30時間以上就労している者等                                                                  | ○ 原則16歳未満の子供を養育する者           | ○ 原則18歳未満の子供を養育する者                                                                              | ○ 低所得勤労者（富裕税が課される者（資産から債務を除いた額が130万ユーロ（1.4億円）以上の者）については対象外）                         |
| 給付の仕組み    |           | 税額から控除<br>（控除しきれない額を給付）                                      |                                                                        | 全額給付<br>（税額から控除せず）                                                                                                        |                              | 全額給付<br>（税額から控除せず）                                                                              | 税額から控除<br>（控除しきれない額を給付）                                                             |
| 執行機関      |           | 内国歳入庁                                                        |                                                                        | 歳入関税庁                                                                                                                     |                              | 家族金庫（注1）                                                                                        | 公共財政総局                                                                              |
| 控除税額（給付額） |           | ○ 夫婦2人の場合、勤労所得の40%（上限5,236ドル（40.8万円））<br><br>○ 所得が一定額を超えると減額 | ○ 勤労所得が3,000ドル超部分の15%で、子供1人当たり1,000ドル（7.8万円）が上限<br><br>○ 所得が一定額を超えると減額 | ○ 夫婦2人の場合、週16時間以上勤労で3,870ポンド（47.6万円）、週30時間以上勤労で790ポンド（9.7万円）加算<br><br>○ 世帯収入が一定額を超えると減額<br>給付額の減額措置は、就労税額控除及び児童税額控除を一体で計算 | ○ 夫婦2人の場合、最大5,655ポンド（69.6万円） | ○ 子供1人当たり2,208ユーロ（23.4万円）<br><br>※ 児童控除（所得控除）と比較し、いずれか納税者に有利な方のみを適用（低所得者は児童手当、中高所得者は児童控除が有利となる） | ○ 夫婦2人の場合、勤労所得の7.7%に155ユーロ（1.6万円）を加えた額（上限1,116ユーロ（11.8万円））<br><br>○ 勤労所得が一定額を超えると減額 |
| 予算額       |           | 歳入減（税額控除）：12億ドル（0.1兆円）<br>歳出（給付）：557億ドル（4.3兆円）               | 歳入減（税額控除）：234億ドル（1.8兆円）<br>歳出（給付）：229億ドル（1.8兆円）                        | 歳出（給付）：270億ポンド（3.3兆円）                                                                                                     |                              | 歳入減（給付）：388億ユーロ（4.1兆円）                                                                          | 歳入減（税額控除）：8億ユーロ（0.1兆円）<br>歳出（給付）：24億ユーロ（0.3兆円）                                      |
| 予算規模      | 対税収比      | 4.7%                                                         | 3.9%                                                                   | 7.4%                                                                                                                      |                              | 15.5%                                                                                           | 0.9%                                                                                |
|           | 人口1人当たりの額 | 183ドル（1.4万円）/人                                               | 149ドル（1.2万円）/人                                                         | 434ポンド（5.3万円）/人                                                                                                           |                              | 475ユーロ（5万円）/人                                                                                   | 49ユーロ（0.5万円）/人                                                                      |
|           | 対名目GDP比   | 0.4%                                                         | 0.3%                                                                   | 1.8%                                                                                                                      |                              | 1.6%                                                                                            | 0.2%                                                                                |

（出典）予算額及び税収：各国統計資料、人口及び名目GDP：OECD “National Accounts”

（注1）家族金庫とは、連邦雇用庁の出先機関であるが、上記児童手当の執行に際しては、連邦中央税務庁の指揮・監督下にある。

（注2）予算額は、アメリカ：2011 会計年度の推計値、イギリス：2009 会計年度の実績値、ドイツ：2010 会計年度の見積り、フランス：2012 会計年度の予算書の値。税収は 2010 会計年度の中央政府ベースの決算値（アメリカ：1 兆 2,011 億ドル（94 兆円）、イギリス：3,636 億ポンド（45 兆円）、ドイツ：2,502 億ユーロ（27 兆円）、フランス：3,435 億ユーロ（36 兆円））。人口は 2010 年の値（アメリカ：3 億 1,011 万人、イギリス：6,218 万人、ドイツ：8,176 万人、フランス：6,485 万人）。名目GDPは 2010 年の値（アメリカ：14 兆 4,471 億ドル（1,126 兆円）、イギリス：1 兆 4,637 億ポンド（180 兆円）、ドイツ：2 兆 4,768 億ユーロ（263 兆円）、フランス：1 兆 9,328 億ユーロ（205 兆円））。

（注3）予算額の対税収比、人口1人当たりの額及び対名目GDP比については、予算額の歳入減と歳出の合計値を用いて算出している。

（注4）ドイツの児童控除（所得控除）の受益額は、2010 会計年度の推計値で 22 億ユーロ（0.2 兆円）。

（備考）邦貨換算レート：1ドル＝78 円、1ポンド＝123 円、1ユーロ＝106 円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成 23 年（2011 年）11 月中における実勢相場の平均値）。なお、端数は四捨五入している。

# 「給付付き税額控除」の国際比較

(2012 年 1 月現在)

|               |           | カナダ                                               |                                                      |                                                                                                |
|---------------|-----------|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制度名           |           | GST クレジット                                         | 児童手当                                                 | 就労所得手当                                                                                         |
| 導入の目的         |           | ○ 低・中所得者世帯の付加価値税の負担軽減                             | ○ 子供の貧困の解決<br>○ 子供を養育する家庭の負担軽減                       | ○ 就労・勤労意欲の向上                                                                                   |
| 対象者<br>(適用要件) |           | ○ 低・中所得者                                          | ○ 18 歳未満の子供を養育する者                                    | ○ 低所得勤労者                                                                                       |
| 給付の仕組み        |           | 全額給付                                              | (税額から控除せず)                                           | 税額から控除(注)<br>(控除しきれない額を給付)                                                                     |
| 執行機関          |           | 歳入庁                                               |                                                      |                                                                                                |
| 控除税額<br>(給付額) |           | ○ 夫婦子2人の場合、772 C\$(5.9 万円)<br><br>○ 所得が一定額を超えると減額 | ○ 夫婦子2人の場合、6,725 C\$(51.1 万円)<br><br>○ 所得が一定額を超えると減額 | ○ 夫婦子2人の場合、勤労所得のうち 3,000 C\$(22.8 万円)を超過した分の 25%(上限 1,714 C\$(13.0 万円))<br><br>○ 所得が一定額を超えると減額 |
| 予算額           |           | 歳出(給付):38.5 億カナダドル(0.3 兆円)                        | 歳出(給付):94 億カナダドル(0.7 兆円)                             | 歳出(給付):11.3 億カナダドル(0.1 兆円)                                                                     |
| 予算<br>規模      | 対税収比      | 2.0%                                              | 4.9%                                                 | 0.6%                                                                                           |
|               | 人口1人当たりの額 | 113 カナダドル(0.9 万円)/人                               | 276 カナダドル(2.1 万円)/人                                  | 33 カナダドル(0.3 万円)/人                                                                             |
|               | 対名目 GDP 比 | 0.2%                                              | 0.6%                                                 | 0.1%                                                                                           |

(出典) 予算額及び税収: カナダ政府統計資料、人口及び名目 GDP: OECD “National Accounts”

(注1) 翌年に認められることが見込まれる受益額の一定部分については、所得税額に関わらず事前に給付を受けられる。

(注2) 予算額は、GST クレジット: 2010 会計年度の推計値、児童手当: 2006 会計年度の報告書の値、勤労所得手当: 2010 会計年度の推計値。税収は 2010 会計年度中央政府ベースの決算値(1,915 億カナダドル(15 兆円))。人口は 2010 年の値(3,411 万人)。名目 GDP は 2010 年の値(1 兆 6,246 億カナダドル(123 兆円))。

(注3) 予算額の対税収比、人口1人当たりの額及び対名目 GDP 比については、予算額の歳入減と歳出の合計値を用いて算出している。

(備考) 邦貨換算レートは、1カナダドル(C\$)=76 円(裁定外国為替相場: 平成 23 年(2011 年)11 月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

# 諸外国における「給付付き税額控除」の例

## 1. 導入の経緯・目的

○諸外国においては、既存の社会保障制度における問題点を解決するための一方策として、就労支援、子育て支援等を目的とした既存の制度との関係を整理した上、それらを補完、あるいは改組する形で「給付付き税額控除」が導入・拡充されている。

- ①アメリカやイギリスにおいては、低所得者に対して定額の社会保障給付が行われていたため、働けるのに働かないという問題が生じていたところ、勤労を前提に、所得に応じた給付を行う「就労税額控除」（いわば賃金率の嵩上げ）を導入し、就労インセンティブを高めながら低所得者対策を行っている。

※アメリカの制度は、導入後、既存の公的扶助制度への就労要件の強化・適用期間の短縮等と併せて拡充されている。

※イギリスの制度では、求職者手当の支給が停止する所得（週16時間労働に相当）から支給が開始されるため、併給はされない。

（注）各国とも、求職中の失業者を対象とした失業保険や生活困窮者等を対象とした公的扶助が存在。

- ②イギリスやカナダにおいては、育児支援策が複数の制度にまたがっており、行政コストの増大を招いていたことから、これらを整理し、「児童税額控除」が導入された。

※イギリスの制度は、それまでの所得補助・求職者手当等の児童分の給付と旧児童税額控除を統合したもの。

※カナダの制度は、それまでの家族手当・扶養児童税額控除等を統合したもの。

- ③カナダにおいては、GST（付加価値税）導入と同時に、GSTの負担軽減とともに、州ごとに異なっていた生活保護制度を補完する観点からGSTクレジットが導入された。

※カナダの生活保護の水準は、GSTクレジットを加えても日本よりかなり低い。

## 2. 主な仕組み

○各国様々な給付措置が存在するが、概して、以下のような2つの仕組みに分類できる。

①基本的には税額控除(控除しきれない額は給付)であり、控除額が所得の増加に伴って逡増し、一定の上限に達した後、逡減する仕組み

(アメリカ・フランス・カナダ(就労促進))

②基本的には全額給付であり、所得が一定額を超えると給付額が逡減する仕組み

(イギリス・カナダ(子育て支援・付加価値税の負担軽減))

## 3. 執行の在り方

○多くの国においては、給付の開始又は給付額の逡減の要件として、金融所得(利子・配当・株式譲渡益)を含めた総所得が用いられている(所得要件)。

○その際、個々人に付番された「番号」を用いて、所得等の情報を名寄せすることにより所得要件を含めた要件の適否の判断がなされているところ。

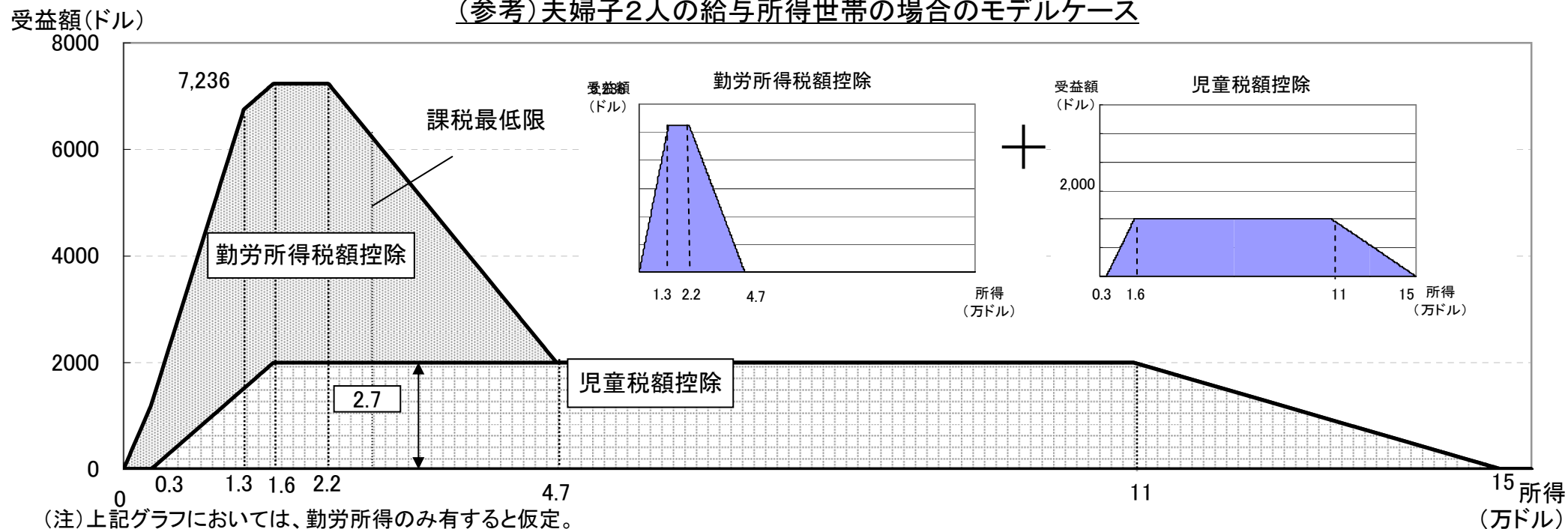
※ただし、一般消費者を顧客とする小売業者やサービス業者の事業所得や、国外所得・財産の完全な把握は困難であり、これについては、番号導入国においても問題となっている。

# アメリカにおける「給付付き税額控除」の概要(未定稿)

(2012年1月現在)

- ①低所得者への就労インセンティブ付与を目的とした勤労所得税額控除、②児童を有する中低所得世帯の負担軽減を目的とした児童税額控除が存在(いずれも税額控除を行った上、控除しきれない分を給付)。
- 勤労所得税額控除は、金融所得・不動産所得等が3,200ドル以下であること等が要件。  
児童税額控除は、17歳未満の子供を有し、勤労所得が3,000ドル以上であること等が要件。
- いずれも、勤労所得に応じて受益額が逡増し、金融所得・失業手当を含む総所得が一定額を超えると受益額が逡減。
- このほか、高齢者や障害者といった就労困難者については定額給付を行う補足的保障所得(SSI)、児童を扶養する貧困家庭(就労又は就労活動が要件)等については一定期間(原則60ヶ月以内)所得等に応じた給付を行う一時的貧困家庭扶助(TANF)や食料品購入のために所得等に応じた給付を行うフードスタンプ(2008年に「補足的栄養支援プログラム」(SNAP)に名称変更)、失業者については失業保険給付といった制度が存在。

(参考)夫婦子2人の給与所得世帯の場合のモデルケース



(注)上記グラフにおいては、勤労所得のみ有すると仮定。

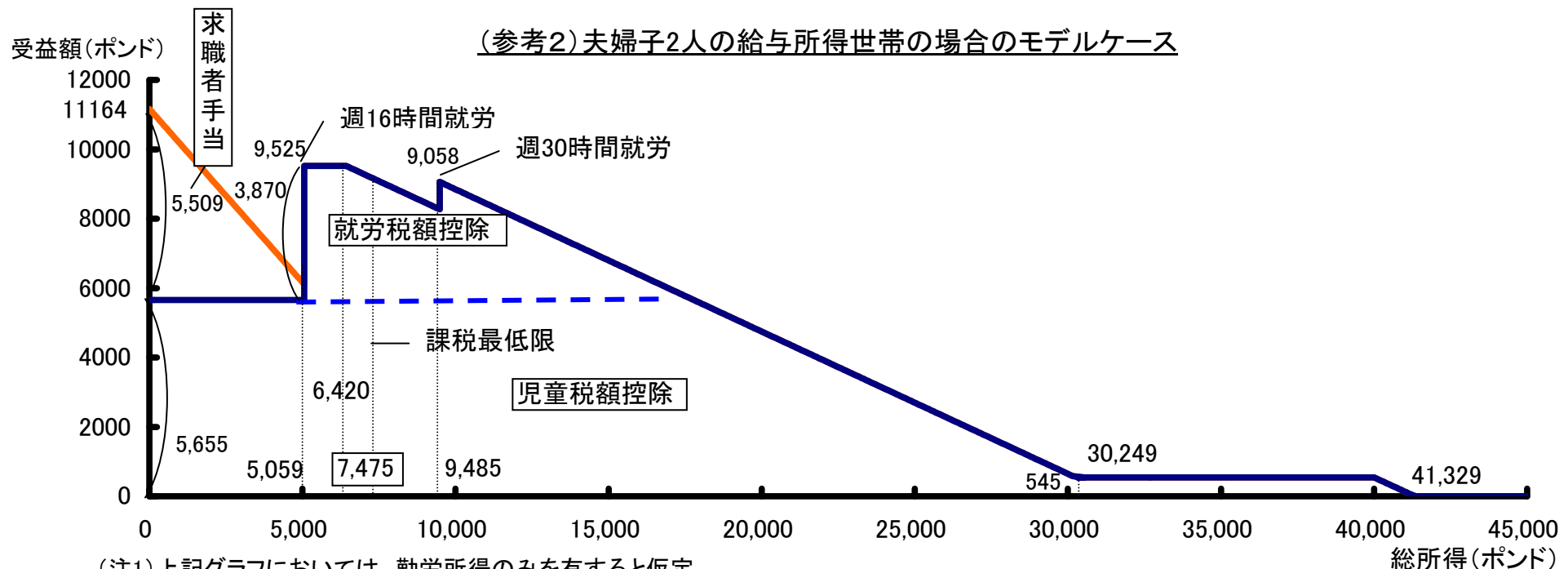
(備考)邦貨換算レート:1ドル=78円(基準外国為替相場:平成23年(2011年)11月中の実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

## イギリスにおける「給付付き税額控除」の概要(未定稿)

(2012年1月現在)

- ①低所得者への就労インセンティブ付与を目的とした勤労税額控除、②児童を有する低所得世帯の負担軽減を目的とした児童税額控除が存在(いずれも給付のみ)。
- 就労税額控除については、週16時間以上の就労等が要件。児童税額控除は16歳未満の子を有すること等が要件。
- いずれも、金融所得・求職者手当を含む夫婦合算の総所得が一定額を超えると受益額が逓減。
- このほか、失業者については所得等に応じた求職者手当、障害者等の就労困難者については所得等に応じた所得補助といった制度が存在。

(参考1) 上記措置等の混在による高い行政コスト、給付額の増大等の問題を解決するため、当該措置を「統合給付」に一本化する法律が2012年3月に成立するとともに、その執行機関を2017年末にかけて雇用年金省に一本化することが予定されている。



(注1) 上記グラフにおいては、勤労所得のみを有すると仮定。

(注2) 就労時間が週30時間に至るまでは最低時給賃金(6.08ポンド)で就労したと仮定。

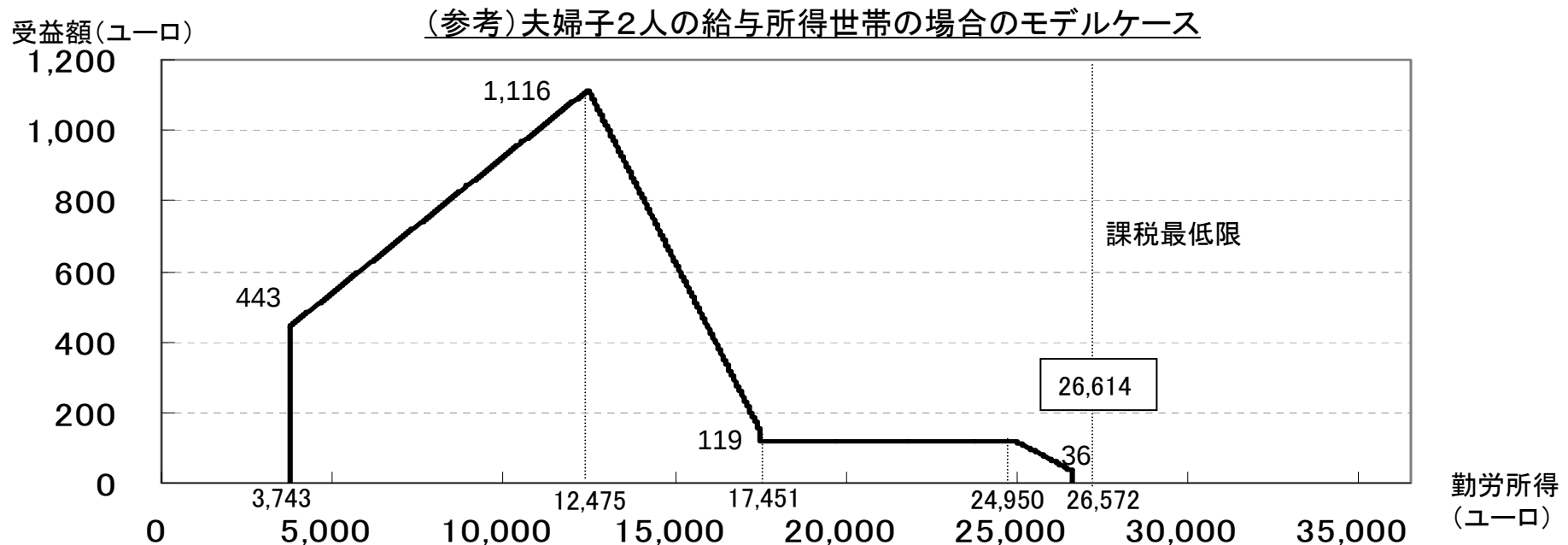
(注3) 求職者手当は、就労時間が週16時間未満等の要件の下に支給される失業給付で、所得金額及び総資産額に応じて逓減。

(備考) 邦貨換算レート: 1ポンド=123円(裁定外国為替相場: 平成23年(2011年)11月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

## フランスにおける「給付付き税額控除」の概要(未定稿)

(2012年1月現在)

- 低所得者への就労インセンティブ付与を目的とした雇用のための手当が存在(税額控除を行った上、控除しきれない部分を給付)。
- 金融所得を含む世帯合算の総所得が41,478ユーロ未満かつ富裕税の課税対象外(純資産額が130万ユーロ未満)であること等が要件。
- 公的扶助との併給調整がある。
- このほか、障害者については成人障害者手当、生活困窮者(就労活動が要件)については積極的連帯手当(RSA)、失業者については失業保険給付といった制度が存在。



(注1) 給付は、課税最低限以下の所得で終了することから、課税最低限は給付の加味に関わらず一定である。

(注2) モデルケースにおいては、課税最低限が給付対象の最大勤労所得よりも高いため、全額給付となる。

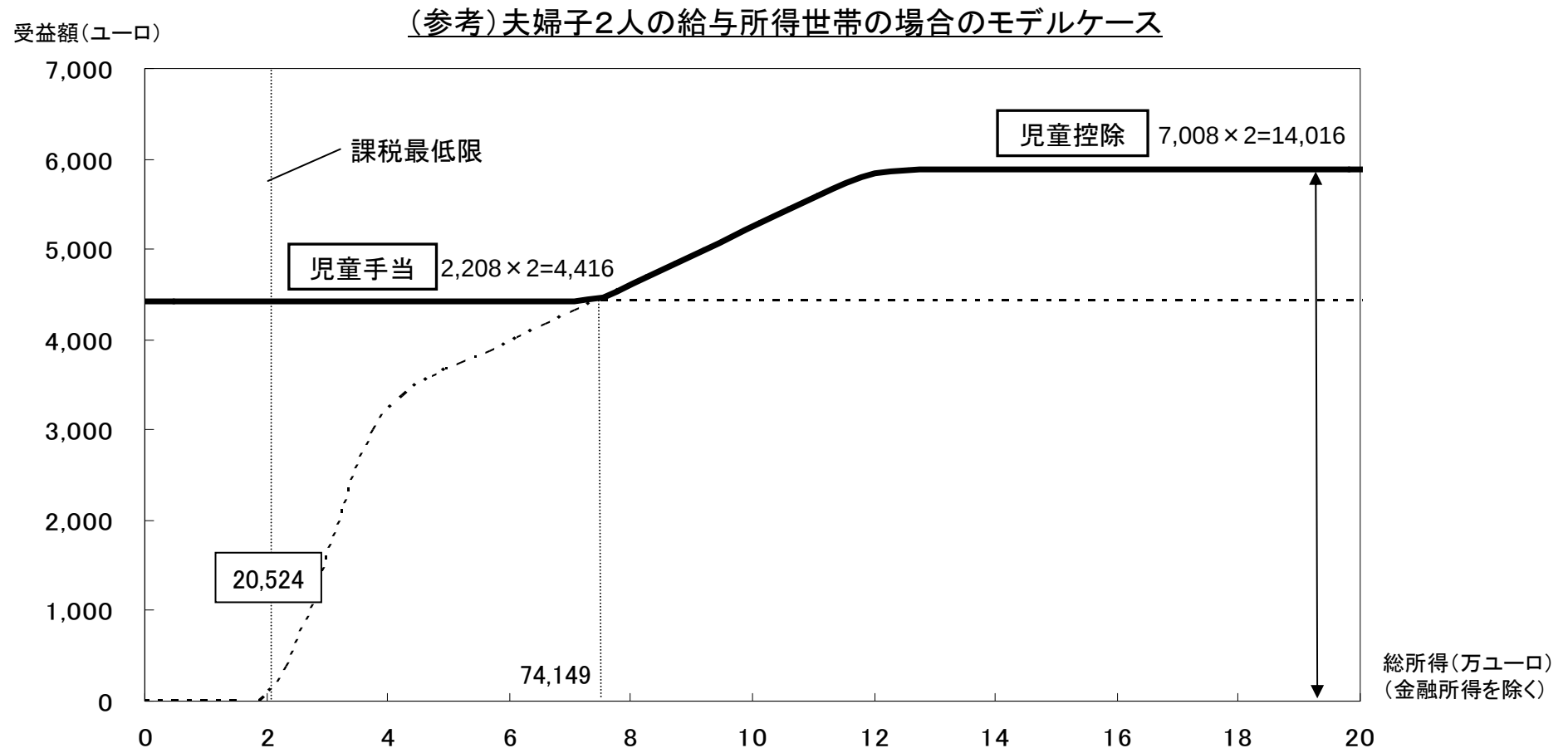
(注3) 勤労所得とは、収入から社会保険料控除等を行ったものを指す。また、ここでいう課税最低限は勤労所得ベースの金額を指す。

(備考) 邦貨換算レート: 1ユーロ=106円(裁定外国為替相場: 平成23年(2011年11月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

## ドイツにおける「給付付き税額控除」制度の概要(未定稿)

(2012年1月現在)

- 児童を有する世帯の負担軽減を目的とした児童手当が存在(給付のみ)。
- 金融所得を除く総所得が一定以上の場合、より便益の大きい児童控除(所得控除)が適用。
- 失業手当及び公的扶助との併給調整はない。



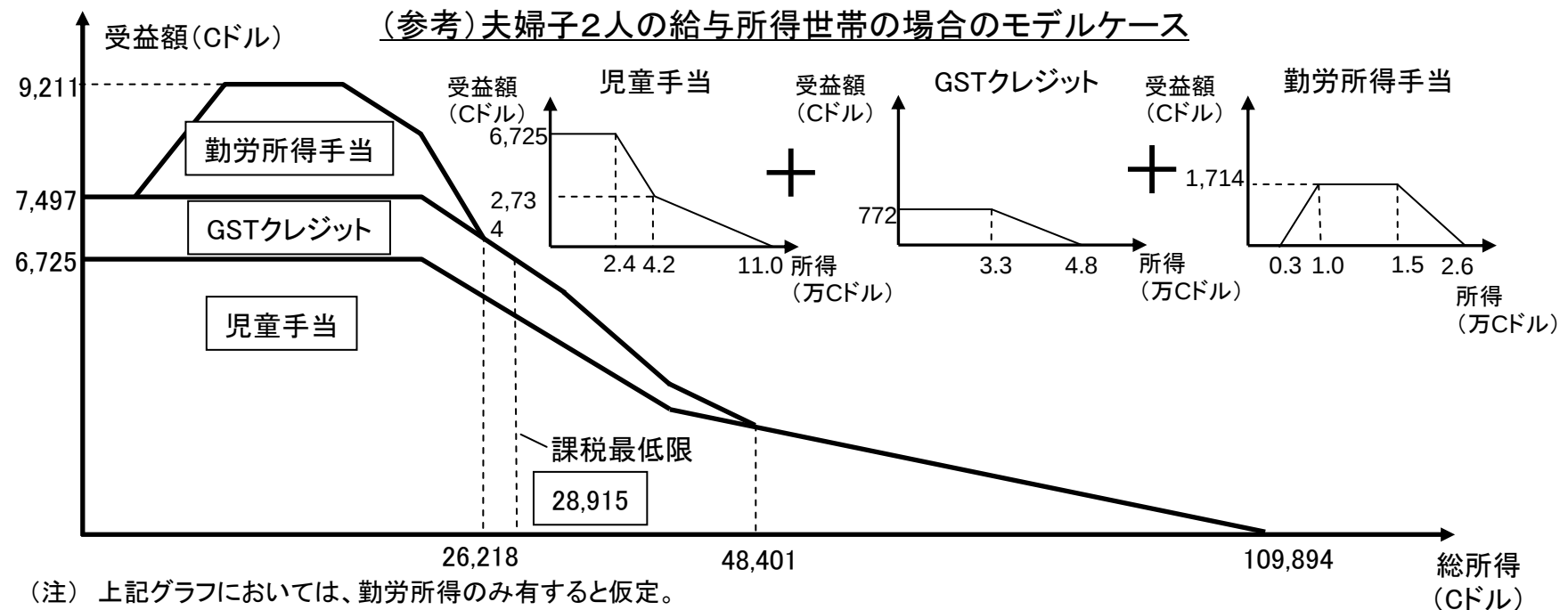
(注) 児童控除のカーブは、児童控除を適用せずに算出した税額と適用して算出した税額の差額。

(備考) 邦貨換算レート: 1ユーロ=106円(裁定外国為替相場: 平成23年(2011年)11月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

## カナダにおける「給付付き税額控除」の概要(未定稿)

(2012年1月現在)

- ①児童を有する世帯の負担軽減を目的とした児童手当、②付加価値税負担の軽減を目的としたGSTクレジット、③就労インセンティブ付与を目的とした勤労所得手当が存在(勤労所得手当は、税額控除を行い、控除しきれない分を給付。それ以外は、給付のみ)。
- いずれも、金融所得・失業手当・公的扶助を含む世帯合算の総所得が一定額を超えると受益額が逓減。
- このほか、州レベルの生活保護制度(例えばオンタリオ州では、低所得者(就労活動が要件)や障害者に対する制度が存在)、連邦レベルの失業保険給付といった制度が存在。



(注) 上記グラフにおいては、勤労所得のみ有すると仮定。

(備考) 邦貨換算レート: 1カナダドル(Cドル) = 76円(裁定外国為替相場: 平成23年(2011年)11月中の実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

# オランダ・スウェーデンにおける「給付付き税額控除」の例

## 1. オランダにおける基礎税額控除等の概要

○2001年の税制抜本改革の一環として、所得控除であった基礎控除・勤労所得控除を、税額控除である「基礎税額控除」と「勤労税額控除」に改組。

①「基礎税額控除」は全納税義務者を対象とし、一人あたり最大2,033ユーロ(21.5万円)を控除。

②「勤労税額控除」は給与収入者及び自営業者を対象とし、一人あたり最大1,611ユーロ(17.1万円)を控除。控除額は、勤労所得が一定額(51,501ユーロ)を超えると減額。

○2009年に税制の簡素化の一環として、それまで存在した二つの税額控除を統合し、所得依存複合税額控除に改組(一定の勤労所得を有し、12歳以下の児童を扶養する片親等に最大2,133ユーロの控除)。

※いずれの措置も、税と社会保険料の合計額から控除され、給付は行われない。

## 2. スウェーデンにおける就労税額控除の概要

○労働力人口の中で社会保障制度に依存した人の割合が高いとの問題を改善するため、2007年に失業保険の要件厳格化等の雇用政策の見直しとあわせ、就労税額控除を導入。

○給与収入者及び自営業者を対象とし、最大2.2万スウェーデン・クローネ(26.3万円)を、税額と社会保険料の合計額から控除。

※給付は行われない。

諸外国における「給付付き税額控除」の予算額・税収と関連する所得控除等

|                 | アメリカ                                                   |                                                         | イギリス                                   |                               | ドイツ                                                              | フランス                                                                                 | カナダ                                                                                      |                                |                                  | 日本                                                                                                                                                |
|-----------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | 勤労所得税額控除                                               | 児童税額控除                                                  | 就労税額控除                                 | 児童税額控除                        | 児童手当                                                             | 雇用のための手当                                                                             | GSTクレジット                                                                                 | 児童手当                           | 就労所得手当                           | 「給付付き税額控除」                                                                                                                                        |
| 予算額             | 歳入減(税額控除):<br>12億ドル(0.1兆円)<br>歳出(給付):<br>557億ドル(4.3兆円) | 歳入減(税額控除):<br>234億ドル(1.8兆円)<br>歳出(給付):<br>229億ドル(1.8兆円) | 歳出(給付):<br>77億ポンド<br>(0.9兆円)           | 歳出(給付):<br>197億ポンド<br>(2.4兆円) | 歳入減(給付):<br>388億ユーロ<br>(4.1兆円)                                   | 歳入減(税額控除):<br>8億ユーロ(0.1兆円)<br>歳出(給付):<br>24億ユーロ(0.3兆円)                               | 歳出(給付):<br>38.5億カナダドル<br>(0.3兆円)                                                         | 歳出(給付):<br>94億カナダドル<br>(0.7兆円) | 歳出(給付):<br>11.3億カナダドル<br>(0.1兆円) | —                                                                                                                                                 |
| 税収<br>(対GDP比)   | 1兆1,631億ドル<br>(91兆円)<br>(8.3%)                         |                                                         | 3,593億ポンド<br>(44兆円)<br>(25.8%)         |                               | 2,816億ユーロ<br>(30兆円)<br>(11.7%)                                   | 2,475億ユーロ<br>(26兆円)<br>(13.0%)                                                       | 1,895億カナダドル<br>(14兆円)<br>(12.4%)                                                         |                                |                                  | 40兆2,433億円<br>(8.5%)                                                                                                                              |
| 所得税収<br>(対GDP比) | 8,659億ドル<br>(68兆円)<br>(6.2%)                           |                                                         | 1,462億ポンド<br>(18兆円)<br>(10.5%)         |                               | 974億ユーロ<br>(10.3兆円)<br>(4.1%)                                    | 479億ユーロ<br>(5.1兆円)<br>(2.5%)                                                         | 1,072億カナダドル<br>(8.1兆円)<br>(7.0%)                                                         |                                |                                  | 12兆9,139億円<br>(2.7%)                                                                                                                              |
| 所得控除等           | ・人的控除(本人・配偶者・被扶養親族)<br>・概算控除<br><br>・生活保護給付<br>・失業給付   |                                                         | ・基礎控除<br><br>・児童手当<br>・生活保護給付<br>・失業給付 |                               | ・税率不適用所得(本人・配偶者)<br>・被用者概算控除<br>・社会保険料控除<br><br>・生活保護給付<br>・失業給付 | ・税率不適用所得(本人・<br>配偶者・被扶養親族)<br>・必要経費概算控除<br>・社会保険料控除<br><br>・家族手当<br>・生活保護給付<br>・失業給付 | ・基礎税額控除(本人・配偶者)<br>・児童扶養税額控除<br>・雇用税額控除<br>・社会保険料控除<br><br>・全国児童育成手当<br>・生活保護給付<br>・失業給付 |                                |                                  | ・基礎控除(1.7兆円)<br>・配偶者控除/配偶者特別控除(0.6兆円)<br>・扶養控除(0.6兆円)<br>・給与所得控除(6.8兆円)<br>・社会保険料控除(2.9兆円)<br><br>・児童手当等(2.8兆円)<br>・生活保護給付(3.7兆円)<br>・失業給付(1.8兆円) |

(注1) 予算額は、アメリカ:2011年度の推計値、イギリス:2009年度の実績値、ドイツ:2010年度の見積り、フランス:2012年度の予算書の値、カナダについては、GSTクレジット:2010年度の推計値、児童手当:2006会計年度の報告書の値、勤労所得手当:2010年度の推計値。税収は2009年、名目GDPは2009年の値(アメリカ:14兆0,439億ドル(1,095兆円)、イギリス:1兆3,950億ポンド(172兆円)、ドイツ:2兆3,971億ユーロ(254兆円)、フランス:1兆9,071億ユーロ(202兆円)、カナダ:1兆5,273億カナダドル(116兆円)、日本:470兆9,367億円)。

(注2) 日本は諸外国に比べて手厚い所得控除により、所得税の課税ベースが小さくなっており、結果として所得税の負担水準が低くなっている。

(注3) フランスの「雇用のための手当」は、公的扶助である積極的連帯手当(0.5兆円規模)を差し引いた額が給付される(合計0.9兆円規模)。なお、日本の生活保護の給付費は3.7兆円。

(注4) カナダにおいては、GST(付加価値税)導入と同時に、GSTの負担軽減とともに、州ごとに異なっていた生活保護制度を補完する観点からGSTクレジットが導入された。GSTクレジットを加味してもカナダの生活保護の水準は、日本より大分低い(日本の月額9～14万円(30歳単身)に対し、月額2.3～5.3万円程度)。なお、日本の生活保護の給付費は3.7兆円。

(備考) 邦貨換算レート:1ドル＝78円、1ポンド＝123円、1ユーロ＝106円、1カナダドル(C\$)＝76円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成23年(2011年)11月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

(出典) 予算額:各国統計資料、税収:OECD “Revenue Statistics”、名目GDP:OECD “National Accounts”